

監査委員公表 第4号

定期監査結果に基づく改善措置状況について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年9月28日

鹿屋市監査委員	小 林 千 鶴
同	櫛 下 俊 朗
同	市 来 洋 志

鹿 総 第 478 号
令和8年8月26日

鹿屋市監査委員	小 林 千 鶴
同	櫛 下 俊 朗
同	市 来 洋 志 様

鹿屋市長 郷 原 拓 男
(公 印 省 略)

監査結果に基づく改善措置について

下記の定期監査の結果に関する報告に基づき、別紙のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

- 1 令和8年1月26日付け鹿屋監第86号で提出された定期監査及び行政監査の結果に関する報告
- 2 令和8年4月27日付け鹿屋監第27号で提出された定期監査及び行政監査の結果に関する報告
- 3 令和8年7月27日付け鹿屋監第62号で提出された定期監査及び行政監査の結果に関する報告

令和 8 年 1 月 26 日付け鹿屋監第 86 号で提出された定期監査の結果に関する報告

監 査 結 果	改 善 措 置
(1) 財務監査の結果 イ 契約について (ア) 契約保証金について 契約保証金については、鹿屋市契約規則第 35 条各号に該当する場合には契約保証金を納付させないことができるとされているが、同規則第 35 条を誤って適用し契約保証金の納付を免除しているものや、同規則第 35 条第 3 号の要件を満たさないが、同号を理由に契約保証金の納付を免除している状況が見受けられた。 (輝北総合支所 産業建設課)	(1)-イ-(ア) (輝北総合支所 産業建設課) 指摘のあった契約保証金については契約規則第 35 条の 3 号及び 9 号の解釈を誤っていた。 今後は契約規則第 32 条、第 33 条第 1 項及び第 35 条の規定に基づき契約内容を確認し適正な事務処理に努めたい。

令和 8 年 4 月 27 日付け鹿屋監第 27 号で提出された定期監査の結果に関する報告

監 査 結 果	改 善 措 置
(1) 行政監査の結果 ア 時間外勤務命令について 鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 8 条第 2 項の規定により、任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務を命ずることができる」とされているが、時間外勤務命令が行われないうまま、勤務時間外に市内出張をしている状況が見受けられた。 (市長公室 地域活力推進課) (市民生活部 安全安心課) (保健福祉部 子育て支援課)	(1)-ア (総合政策部 地域づくり推進課) 今回指摘のあった時間外勤務命令については、令和 8 年 1 月 20 日に追給を行った。 今後は、鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 8 条 2 項の規定に基づき、今後は適正な事務処理に努めたい。 (市民生活部 安全安心課) 指摘のあった件については、令和 8 年 1 月 30 日に追給が完了した。 今後は、鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 8 条第 2 項の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。 (健康こども部 こども政策課) 指摘のあったことについては、時間外勤務命令を取得し、令和 8 年 1 月 21 日に追加支給の処理を行い、令和 8 年 1 月 30 日に支給が完了した。 今後は鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 8 条第 2 項の規定に基づき、適正な処理に努めたい。

令和8年7月27日付け鹿屋監第62号で提出された定期監査の結果に関する報告

監 査 結 果	改 善 措 置
(1) 行政監査の結果 ア 市内出張命令について 鹿屋市職員等の旅費に関する条例第 4 条第 1 項第 1 号、鹿屋市職員等の旅費支給規則第 4 条及び鹿屋市事務決裁規程第 4 条第 1 項の規定により、職員が出張する場合は、出張命令権者の発する出張命令又は出張依頼によって行わなければならないとされているが、市内出張命令（依頼）簿による決裁がされないまま出張している状況が見受けられた。 （農林商工部 農 政 課） （農林商工部 畜 産 課） （農林商工部 ふるさと P R 課）	(1)-ア （農林水産部 農政課） 指摘があったことについて、今後は、鹿屋市職員等の旅費に関する条例第 4 条第 1 項第 1 号、鹿屋市職員等の旅費支給規則第 4 条及び鹿屋市事務決裁規定第 4 条第 1 項の規定に基づき、適正な処理に努めたい。 （農林水産部 畜産課） 指摘のあったことについては、速やかに市内出張命令（依頼）簿の整備を行った。 今後は、鹿屋市職員等の旅費に関する条例第 4 条第 1 項第 1 号、鹿屋市職員等の旅費支給規則第 4 条及び鹿屋市事務決裁規程第 4 条第 1 項の規定に基づき適正な処理に努めたい。 （産業交流部 観光 P R 課） 鹿屋市事務決裁規程別表第 1 の「2 服務に関すること。」に基づき、振興監が決裁を行った。 今後は、鹿屋市事務決裁規程の規定に基づき適正な処理に努めたい。
イ 時間外勤務命令について 鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 8 条第 2 項の規定により、任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務を命ずることができることとされているが、時間外勤務命令が行われないうまま、勤務時間外に市内出張をしている状況が見受けられた。 （農林商工部 ふるさと P R 課）	(1)-イ （産業交流部 観光 P R 課） 鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 8 条第 2 項の規定に基づき処理を行った。 今後は、同条例に基づき適正な処理に努めたい。

鹿 教 教 第 147 号
令和 8 年 8 月 31 日

鹿屋市監査委員 小 林 千 鶴
同 櫛 下 俊 朗
同 市 來 洋 志 様

鹿 屋 市 教 育 委 員 会
教育長 中 野 健 作

監査結果に基づく改善措置について

下記の定期監査の結果に関する報告に基づき、別紙のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

- 1 令和 8 年 1 月 26 日 付け鹿屋監第 86 号で提出された定期監査及び行政監査の結果に関する報告

令和8年1月26日付け鹿屋監第86号で提出された定期監査の結果に関する報告

監 査 結 果	改 善 措 置
(1) 財務監査の結果 ア 予算について (ア) 備品購入について 鹿屋市予算規則第11条により、予算は、その成立の趣旨に従い、計画的かつ効率的に執行されなければならないとされているが、小中学校の備品購入において、当初で予算措置されている備品購入費の予算執行が遅延している状況が見受けられた。 (教育委員会事務局 教育総務課) イ 契約について (イ) 契約保証金について 契約保証金については、鹿屋市契約規則第35条各号に該当する場合には契約保証金を納付させないことができるとされているが、同規則第35条を誤って適用し契約保証金の納付を免除しているものや、同規則第35条第3号の要件を満たさないが、同号を理由に契約保証金の納付を免除している状況が見受けられた。 (教育委員会事務局 生涯学習課)	(1)-ア-(ア) (教育委員会事務局 教育総務課) 指摘のあった遅延していた小中学校の備品購入については、複数名で分担し、執行を完了した。 今後は、定期的な進捗確認を行い、鹿屋市予算規則第11条に基づき、計画的かつ効率的に予算執行を行うように努めたい。 (1)-イ-(イ) (教育委員会事務局 生涯学習課) 契約保証金の免除について、鹿屋市契約規則第35条第3号に定める要件(契約実績の適用期間や契約金額)の確認が不足していた。 今後は、鹿屋市契約規則第35条各号の要件を課内で確認・共有し、同規則に基づき適正な処理に努めたい。